



発行 新潟県
第 92 号
 平成26年11月25日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1573 新潟県議会12月定例会の招集（政策課）
- 1574 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
- 1575 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届（福祉保健課）
- 1576 保安林の指定予定（治山課）
- 1577 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1578 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1579 国土調査の成果認証（農村環境課）
- 1580 道路の区域変更（道路管理課）
- 1581 道路の供用開始（道路管理課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局総務課）

告 示

◎新潟県告示第1573号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、新潟県議会12月定例会を平成26年12月2日午後1時新潟県議会議場に招集する。

平成26年11月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

◎新潟県告示第1574号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成26年11月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
クラレテクノ株式会社	大阪市北区角田町8番1号	居宅支援事業所ちゅーりっぷ苑	胎内市協和町1831番地1	居宅介護支援	H26.10.1
クラレテクノ株式会社	大阪市北区角田町8番1号	デイホームちゅーりっぷ苑・さくら	胎内市協和町837-1	小規模多機能型居宅介護	H26.10.1
医療法人佐藤医院	村上市板屋越692	介護老人保健施設杏園	村上市猿沢2222	介護予防通所リハビリテーション	H26.9.3

医療法人佐藤医院	村上市板屋越692	介護老人保健施設杏園	村上市猿沢2222	介護予防短期入所療養介護	H26. 12. 1
----------	-----------	------------	-----------	--------------	------------

◎新潟県告示第1575号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年11月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
リーフグリーン 有限会社	新潟市江南区曾野木2-30-8	リーフ薬局	新発田市住吉町4丁目2-19	居宅療養管理指導	H26. 10. 31
リーフグリーン 有限会社	新潟市江南区曾野木2-30-8	リーフ薬局	新発田市住吉町4丁目2-19	介護予防居宅療養管理指導	H26. 10. 31

◎新潟県告示第1576号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年11月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県南魚沼市畔地字芦ノ沢928の3、931・932（以上2筆について次の図の示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1577号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理（地すべり対策）事業に係る換地計画を定めたので、平成26年11月26日から平成26年12月24日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年11月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	清水日影	換地計画書の写し	十日町市役所

- 1 この換地計画について異議があるときは、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- 2 この換地計画について不服があったとしても、この換地計画についての取消しの訴えを提起することができ

ない。取消しの訴えを提起することができるのは、この換地計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1578号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理・農業用排水施設整備（中山間地域総合整備）事業に係る換地計画を定めたので、平成26年11月26日から平成26年12月24日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年11月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	霧出	換地計画書の写し	関川村役場

- この換地計画について異議があるときは、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- この換地計画について不服があったとしても、この換地計画についての取消しの訴えを提起することができない。取消しの訴えを提起することができるのは、この換地計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1579号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成26年11月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
十日町市	十日町市の地籍図及び地籍簿 高田町一丁目、高田町二丁目、昭和町二丁目、昭和町三丁目、泉町、西寺町、七軒町、加賀糸屋町、駅通りの全部
十日町市	十日町市の地籍図及び地籍簿 本町四丁目、本町五丁目、昭和町四丁目、西浦町東、西浦町西、旭町、稲荷町一丁目、稲荷町二丁目、稲荷町三丁目東、稲荷町三丁目南、田中町東、田中町西、田中町本通りの全部、丸山町の一部

- 認証年月日
平成26年11月17日

◎新潟県告示第1580号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年11月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 405号
- 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
上越市牧区高谷字井田 384 番 1 から 同市牧区切光字長瀬原 1426 番 1 まで	新	14.0～154.6メートル	1152.7メートル

上越市牧区高谷字井田 384 番 1 から 同市牧区切光字長瀬原 1426 番 1 まで	旧	(A)5.4～67.0メートル	1163.9メートル
上越市牧区切光字芋ノ坪 1096 番 1 から 同市牧区切光字長瀬原 1426 番 1 まで		(B)14.0～154.6メートル	776.2メートル
上越市牧区高谷字井田 384 番 1 から 同市牧区切光字長瀬原1426番 1 まで		(C)5.4～67.0メートル	1166.5メートル

備考1 上記(A)、(B)及び(C)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

一部区間県道牧横住線と重用

◎新潟県告示第1581号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年11月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 路線名 一般国道 405号

2 供用開始の区間

上越市牧区高谷字井田 384 番 1 から同市牧区切光字長瀬原 1426 番 1 まで

3 供用開始の期日 平成 26 年 11 月 25 日

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、MR室用患者生体情報モニタについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年11月25日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

MR室用患者生体情報モニタ 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年3月31日（火）

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588
新潟県新発田市本町1丁目2番8号
新潟県立新発田病院経営課
電話番号 0254-22-3121 内線2516

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
平成26年12月4日(木)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成26年12月8日(月)午前10時00分
新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立新発田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。